○外務省告示第四百十六号

昭和六十三年三月十日にローマで作成された「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」の締約国につき、平成二十八年十月十二日現在で、次のとおり追加があった（平成二十二年二月二十四日外務省告示第七十七号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
クック諸島	平成十九年三月十二日	平成十九年六月十日
ニウエ	平成二十一年六月二十二日	平成二十一年九月二十日
レソト王国	平成二十三年十一月七日	平成二十四年二月五日
ラオス人民民主共和国	平成二十四年三月二十日	平成二十四年六月十八日
コートジボワール共和国	平成二十四年三月二十三日	平成二十四年六月二十一日
エチオピア連邦民主共和国	平成二十五年七月二十九日	平成二十五年十月二十七日
マラウイ共和国	平成二十六年一月十日	平成二十六年四月十日
モルディブ共和国	平成二十六年二月二十五日	平成二十六年五月二十六日
イラク共和国	平成二十六年三月二十一日	平成二十六年六月十九日
サンマリノ共和国	平成二十六年十二月十五日	平成二十七年三月十五日
コンゴ共和国	平成二十七年五月二十八日	平成二十七年八月二十六日

平成二十八年十月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百十七号

平成二十八年九月十三日にコロンボで、ルパバヒニ国営放送局番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ルパバヒニ国営放送局番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五千二百六十万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　菅沼健一在スリランカ大使

スリランカ側　ラネプラ・ヘーワゲ・サマンタ・サマラトゥンガ財務省次官

平成二十八年十月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百十八号

平成二十八年二月二十九日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十八年十月十三日に効力を生じた。

平成二十八年十月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国とエジプト・アラブ共和国との間の友好関係及び経済協力を強化し、並びにエジプト・アラブ共和国の開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とエジプト・アラブ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百四十七億六千二百万円（二四、七六二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、配電システム高度化計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、エジプト電力公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(e)　前払の手数料は、1に規定する借款の額の〇・二パーセントの率で課されることになる。(d)に規定する支出期間が延長されないこと及び前記の支出期間内に支出が完了することを条件として、1に規定する借款の額の〇・一パーセントに相当する額が払い戻されることになる。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、エジプト・アラブ共和国財務省により代表されるエジプト・アラブ共和国政府によって保証される。

4　(1)　借款は、エジプトの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

5　エジプト・アラブ共和国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　エジプト・アラブ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してエジプト・アラブ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためエジプト・アラブ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　(1)　エジプト・アラブ共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してエジプト・アラブ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　エジプト・アラブ共和国政府は、エジプト・アラブ共和国において供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する会社が支払う個人所得税及び法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続に基づいて容易に判別することができる税（計画の実施に必要な輸入品、最終の生産物又は役務であって、主要な供給者、請負業者又はコンサルタントとエジプトの実施機関との間で直接取引されるものに課される関税及び付加価値税を含む。）である場合には、エジプトの実施機関によって支払われることを確保するために必要な措置をとる。

9　エジプト・アラブ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びエジプト・アラブ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。